

○国土交通省告示第千七百七十号

道路運送法施行規則 昭和二十六年運輸省令第七十五号 第五十一条の十六第五項の規定に基づき 国土交通大臣に提出する申請書に添付する書類に記載する事項等を次のように定め 平成十八年十月一日から適用する 平成十八年九月二十九日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

道路運送法施行規則第五十一条の十六第五項の規定に基づき国土交通大臣に提出する申請書に添付する書類に記載する事項等を定める告示

講習の種類

第一条 道路運送法施行規則 昭和二十六年運輸省令第七十五号 以下 施行規則 という 第五十一条の十六第一項第一号に規定する国土交通大臣が認定する講習の種類は 市町村運営有償運送等運転者講習及び福祉有償運送運転者講習とし 同条第三項第二号に規定する国土交通大臣が認定する講習の種類は セダン等運転者講習とする

2 市町村運営有償運送等運転者講習は 市町村運営有償運送及び過疎地有償運送の運転者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする

3 福祉有償運送運転者講習は 福祉有償運送の運転者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする

4 セダン等運転者講習は 福祉自動車以外の自動車を使用した福祉有償運送の運転者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする

記載事項

第二条 施行規則第五十一条の十六第五項の規定に基づき国土交通大臣に提出する申請書に添付する書類に記載する事項は次の各号に掲げるとおりとする

- 一 申請者の氏名及び住所 法人にあては その名称及び主たる事務所の所在地
二 講習の種類
三 講習の名称

四 講習の実施に関する計画

- イ 講習を実施する組織
ロ 講習の実施要領
五 経理に関する事項
六 その他必要と認める事項
変更又は廃止 休止 若しくは再開の届出

第三条 施行規則第五十一条の十六第四項の規定

による認定を受けて講習を実施する者は 第二条各号に掲げる事項に変更があつたとき 又は当該講習を廃止し 休止し 若しくは再開したときには 遅滞なく その旨及び次に掲げる事項を国土交通大臣に届け出なければならない

- 一 廃止し 休止し 又は再開した場合にあつては その講習の種類及び名称
二 廃止し 休止し 又は再開した場合にあつては その年月日
三 廃止し 又は休止した場合にあつては その理由
四 休止した場合にあつては その予定期間

○国土交通省告示第千七百七十一号

道路運送法施行規則 昭和二十六年運輸省令第七十五号 第五十一条の二十一の規定に基づき 家用有償旅客運送者が家用有償旅客送自動車

国土交通大臣 冬柴 鐵三

家用有償旅客運送者が家用有償旅客送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命 身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示

道路運送法施行規則 昭和二十六年運輸省令第七十五号 以下 施行規則 という 第五十一条の二十一の告示で定める基準は 次のいずれかの基準とする

- 一 次に掲げる要件に適合する損害賠償責任保険契約を 保険業法 平成七年法律第百五号に基づき損害賠償責任保険を営むことができる者と締結していること ただし 施行規則第四十九条第一号に定める市町村運営有償運送にあつては この限りでない

イ 家用有償旅客運送自動車の運行により

生じた旅客その他の者の生命又は身体に損害を賠償することによつて生ずる損失にあつては 生命又は身体に損害を受けた者一人につき八千円以上を限度額として

二 家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の財産 当該家用有償旅客運送自動車を除く の損害を賠償することによつて生ずる損失にあつては 一事故につき二百万円以上を限度額として

ハ 家用有償旅客運送者の法令違反が原因の事故について補償が免責となつていないこと
ニ 保険期間中の保険金支払額に制限がないこと

ホ 家用有償旅客運送自動車の台数に応じた契約を締結する場合にあつては すべて

ヘ 賠償額に対する一定割合の負担額その他の負担額のないものであること

二 次に掲げる損害賠償責任共済契約を 中小企業等協同組合法 昭和二十四年法律第百八十一号 に基づき損害賠償責任共済の事業を行う事業協同組合又はその他の法律に基づき損害賠償責任共済の事業を行う者と締結していること ただし 施行規則第四十九条第一号に定める市町村運営有償運送にあつては この限りでない

イ 前号イからハ及びホからトに掲げる要件に適合すること
ロ 共済期間中の共済金支払額に制限がないこと

○国土交通省告示第千七百七十二号

建築基準法 昭和二十五年法律第二百一十号 第二十八条の二第二号の規定に基づき 石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定める石綿等をあらかじめ添加した建築材料を次のように定める 平成十八年九月二十九日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

石綿等をあらかじめ添加した建築材料で石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものを定める件
建築基準法 昭和二十五年法律第二百一十号 第二十八条の二第二号に規定する石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定める石綿等をあらかじめ添加した建築材料は 次に掲げるもの以外の石綿をあらかじめ添加した建築材料とする

- 一 吹付け石綿
二 吹付け口 クウルでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の〇・一パーセントを超えるもの

附則

この告示は 石綿による健康等に係る被害を防止するための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の施行の日 平成十八年十月一日 から施行する

○国土交通省告示第千七百七十三号

建築基準法施行令 昭和二十五年政令第三百三十八号 第三百三十七条の四の三第三号の規定に基づき 建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準を次のように定める 平成十八年九月二十九日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準を定める件

建築基準法施行令 昭和二十五年政令第三百三十八号 第三百三十七条の四の三第三号の規定に基づき 建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準は 建築基準法

昭和二十五年法律第二百一十号 第二十八条の二第一号及び第二号に適合しない建築材料であつて人が活動することが想定される空間に露出しているもの 以下 対象建築材料 という に対して 次の各号のいずれかに掲げる措置を講じるものとする